

(概要版) 白老町空家等対策計画 (第2期) について

(これまでの計画)

白老町空家等対策計画 (第1期) では、空家(270戸)への取組みを計画しました。

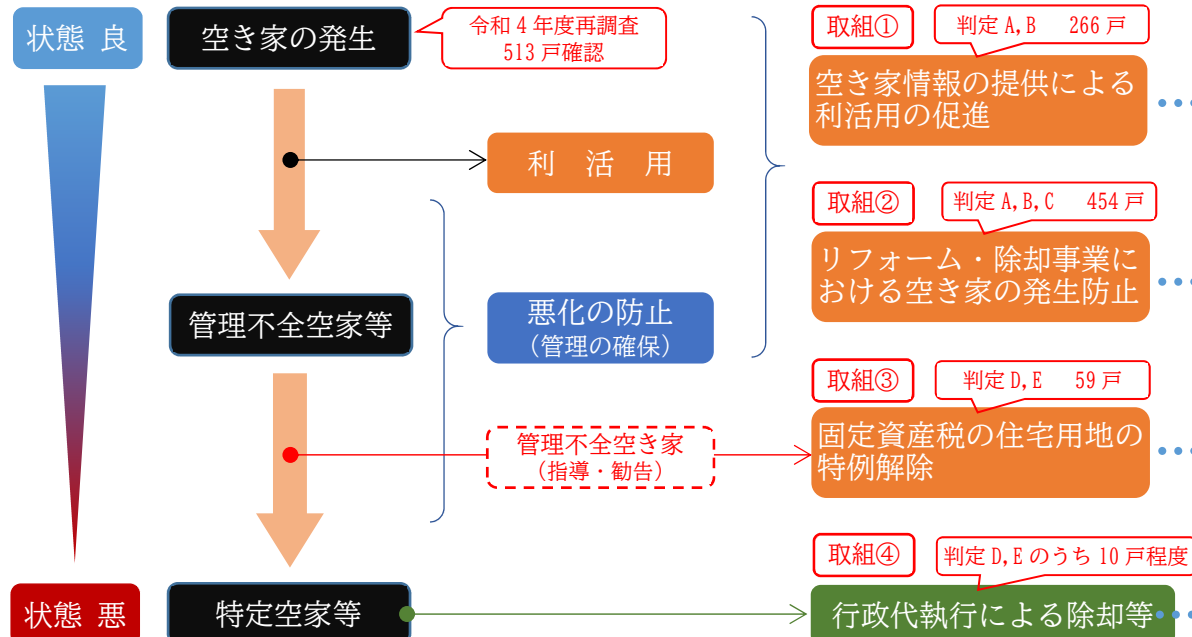
- 不良空家の除却に向け「特定空家等の認定」を行い、国の補助金(空き家対策総合支援事業補助)要望とともに、空家等解体補助金制度の創設を図る
→ 特定空家等の認定に向けた、全町の空き家再調査を実施

また、特定空家等以外についても除却を促進するため、白老町独自による除却補助事業制度の創設を図る
→ 他市町村の動向を調査し、補助事業手法・内容の調査検討を実施
- 白老町独自の空き家情報バンクの構築を検討
→ 現状では北海道空き家バンクの利用を推奨し、活用状況をみながら白老町版を検討
- 空き家の適切な維持管理を行うための、空き家管理代行サービス事業を検討
→ 他市町村の動向を調査し事業手法の検討

令和5年度時点で事業取組みに至っていない

現状

第2期計画における空家等に対する方向性と取組について

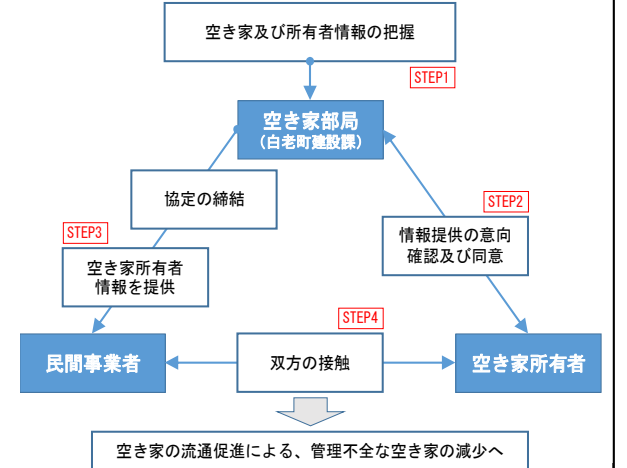


事業展開の整理と方向性を再度整理し「白老町空家等対策計画 (第2期)」を策定します。計画期間【2024(令和6)~2028(令和10)年度】

【取組①】 空き家所有者情報の外部提供について

空き家の利活用流通促進による管理不全空家の減少へ

町内空き家の全件調査結果「総合評価A及びB判定の266件」については、適正管理を続けなければ、将来的に管理不全な空家となり、周辺環境への悪化をもたらすことになります。
また、将来的な今後の人口減少に伴い、2045年までに約3,400世帯が減少すると推計されており、空き家の数は、まだまだ増加すると予測されます。
そのため、利活用が見込まれる空き家利用促進については「北海道空き家バンク」への登録を促してきましたが今後は更に、調査した空き家情報を宅地建物取引業者等の民間事業者との連携による情報提供を図り、利活用に向けた流通促進の強化を図ります。



【取組②】 リフォーム・除却事業における空き家の発生防止について

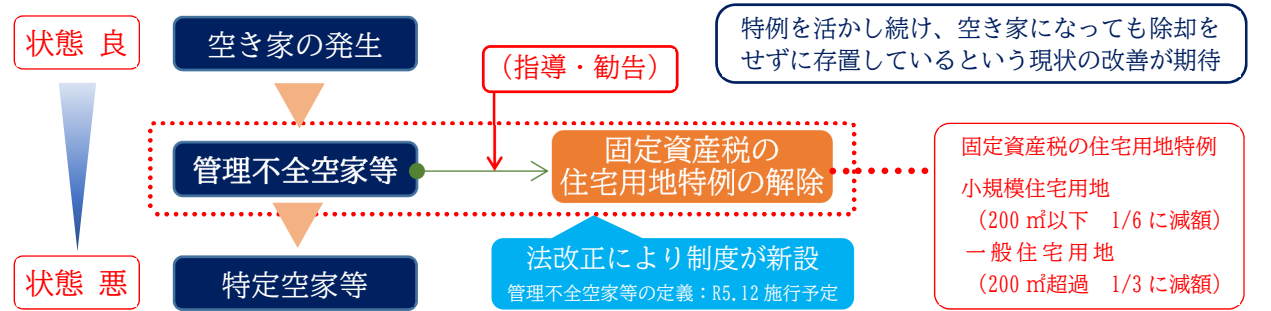
空き家発生の未然防止と除却等の推進

年々増え続ける空き家については、更なる老朽化の進行により倒壊の危険性が高くなり、災害の恐れや居住環境への悪化が深刻な問題となってまいります。
そのため、良好な住環境の維持と改善を図るため、空き家発生の未然防止となる住宅リフォームによる適切管理や、空き家・不良住宅の除却等を促すため、各種補助事業制度の創設を図ります。
(例：空家の除却、リフォーム助成→ 工事費の1/2以内かつ50万円以内など)

【取組③】 固定資産税等の住宅用地特例に係る空き家対策上の措置について

特定空家化を未然に防止する適切な管理確保へ

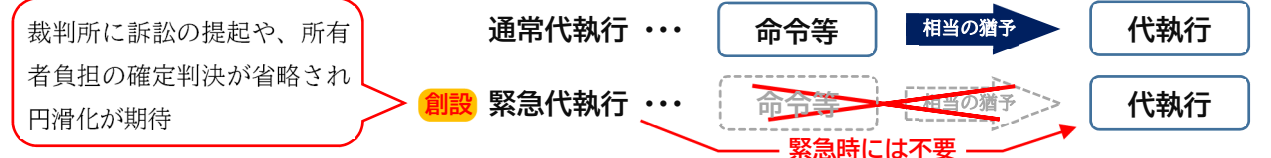
令和5年12月の「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正施行により、「特定空家等」だけではなく「管理不全空家等(国の管理指針の告示による)」に対しても、「行政による指導・勧告により、固定資産税の住宅用地等の特例解除が可能になる」とされました。



【取組④】 行政代執行による除去等について

危険な空家等の解体の促進

これまでの通常代執行に加え「緊急代執行制度」が創設されたことから、町内に点在する老朽化の著しい危険家屋の緊急除去等に備えて、白老町においても取扱制度の準備を進めていきます。



※ 相続放棄や所有者不明等の空き家対応について、市区町村が裁判所に「財産管理人」の選任を請求し修繕や処分を実施することができます